

人吉市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、人吉市（以下「市」という。）内における犯罪抑止力の向上や、安心して安全なまちづくりの推進を図るため、市内に自ら居住する住宅に防犯カメラを設置する者に対し、予算の範囲内で人吉市家庭用防犯カメラ設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、人吉市補助金交付規則（昭和46年人吉市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共空間 道路、公園、広場その他の誰もが自由利用又は通行できる空間をいう。
- (2) 防犯カメラ 地域における犯罪の発生を抑制するため、屋外であつて自ら居住する住宅に隣接する公共空間から容易に認識可能な位置に継続的に設置し、撮影範囲を自己の所有する家屋、資産等に加え同敷地に接続する公共空間に設定した撮影装置で、1日24時間連続して作動し、撮影した画像を記録する装置又は機能を有したものをいう。ただし、録画機能付のドアホン等を除く。
- (3) 画像データ 防犯カメラにより撮影された画像を保存したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 自ら居住するために用いる市内の住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。）に居住する世帯主で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 補助を受けようとする者が住宅の所有者でない場合は、所有者の同意を得ていること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (6) 本人又は同一世帯に属する者が、同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 前各号の要件を満たさないことが補助金の交付を受けた後に判明した場合

合は、補助金を返還することについて了承すること。

(8) 防犯カメラ等購入により生じた問題や損害等について、市が一切の責任を負わないことについて了承すること。

(9) 犯罪事件捜査や行方不明者捜索等に際し、警察からの映像データの提供に協力できること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、過去に補助金を受けて防犯カメラを設置したことのない住宅に防犯カメラを設置するための次に掲げる費用とする。

(1) 防犯カメラの購入費（画像データを保存及び閲覧するためのスマートフォン及びタブレットの購入に係る費用は除く。）

(2) 防犯カメラ用ケーブルの設置工事費

(3) 防犯カメラ設置工事費（既存設備の撤去及び移設に要する費用は除く。）

(4) 防犯カメラ設置の表示に係る費用（この要項に基づき防犯カメラの購入費用の補助金を同時に申請する場合に限る。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（消費税を含む。）の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）以下とし、30,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、防犯カメラの設置に着手する前に、人吉市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 設置する防犯カメラの概要が分かる書類（カタログ等）

(2) 補助対象経費が分かる見積書の写し

(3) 防犯カメラの設置場所の現況写真及び見取図

(4) 防犯カメラの適正運用に関する誓約書（様式第2号）

(5) 市税等公簿閲覧承諾書（様式第3号）

(6) 防犯カメラの設置に係る住宅所有者の同意書（所有者本人が申請する場合は不要）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(申請の受付等)

第7条 市長は、申請の受付を先着順に行う。ただし、受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、当該超過した申請分以降の申請を受理しないことができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やか

に人吉市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により、その決定内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第９条 前条の交付決定通知を受けた申請者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定通知を受けた日から３０日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第１０条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行の状況に関し報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（計画変更の承認）

第１１条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ人吉市家庭用防犯カメラ設置事業補助金計画変更申請書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２ 市長は、前項の規定による申請に伴う補助金交付決定額の増額はしないものとする。

（変更決定の通知）

第１２条 市長は、計画変更を承認したときは、速やかに人吉市家庭用防犯カメラ設置事業補助金変更交付決定通知書（様式第６号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業遅延の報告）

第１３条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由が明らかとなる事由を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第１４条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して２０日を経過した日又は当該年度の３月１５日までのいずれか早い期日までに、人吉市家庭用防犯カメラ設置事業補助金実績報告書（様式第７号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置等に係る領収書の写し
- (2) 設置した防犯カメラの現況写真
- (3) 設置した防犯カメラにより撮影された画像を印刷したもの

（交付額の確定）

第１５条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、人吉市家庭用防犯カメラ設置事業補助金確定通知書（様式第８号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第16条 補助金は、額の確定後に交付する。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、人吉市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、補助金を交付した者が、交付の条件に違反したとき又は不正の手段により交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産の処分制限)

第18条 補助金の交付を受けて設置した防犯カメラは、交付決定を受けた日から起算して5年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(補則)

第19条 この要項の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要項の規定に基づき、現に補助金の交付決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。